

4 抽選

(1) 抽選と優遇制度について

申込者多数の場合は、申込者に抽選番号を交付して抽選で入居者を決定します。

抽選番号交付の際に、「申込年数による優遇」と「世帯状況による優遇」により、通常1個の抽選番号を複数個増やして交付する優遇制度を設けています。

※ 優遇制度が適用されるのは定期募集のみです。短期募集は対象外となります。

① 連続申込年数による優遇

- 各年度の定期募集のうち、いずれかの募集に毎年度連続して1回以上申込みされている方は、抽選番号が加算されます。
- 「年度」とは、4月から翌年3月までの1年間のことです。
- 毎年度、申込みを続けると、その連続した年数に応じて抽選番号の個数が増えていきます。初年度に1個交付され、2年目から1個ずつ増えます。さらに、6年目からは2個ずつ、10年目以降は3個ずつ増え、最高で22個まで増えます（12年目以上の方は、22個が上限となります）。
- 連続申込年数は、年度を単位に計算しますので申込回数とは一致しません。**

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
個数	1個	2個	3個	4個	5個	7個	9個	11個	13個	16個	19個	22個

(注) 次の(ア)～(工)の場合、連続申込年数の加算は消滅して1年目(1個)に戻ります。

(ア) 申込者を変更した場合

ただし、申込者が死亡した場合は、届出により戸籍上の配偶者のみ連続申込年数の継続が可能です。また、申込者の氏名が変更となった場合も届出により連続申込年数の継続が可能です。届出の詳細は公社募集担当係(電話011-205-3071)にお問い合わせください。

(イ) 年度内の募集で1回も申込みされなかった場合

公開抽選会前に辞退した場合も申込みがなかったものとみなします。

(ウ) 当選または繰上当選した後に入居を辞退した場合

「辞退」には、当選後に連絡が取れず当選無効となった場合も含まれます。

(エ) 当選または繰上当選した後に申込資格のないことが判明した場合

② 世帯状況による優遇

申込書に氏名・生年月日・続柄・障害等級・その他の世帯状況を記入して申込みされると、連続申込年数による抽選番号のほか、世帯状況に応じて抽選番号の個数を加算します(12ページ)。

<世帯状況による抽選番号個数表>

複数項目に当てはまる場合は、個数の多い項目のみ採用します。

項目	世帯状況	個数
特別障がい者	次のいずれかに当てはまる方がいる世帯 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方またはこれらに準ずる方（※注1） 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 療育手帳A判定の交付を受けている方またはこれに準ずる方（※注1） 戦傷病者手帳の特別項症から第3項症の方 原子爆弾による被爆者の方 	3個
障がい者	次のいずれかに当てはまる方がいる世帯（上記「特別障がい者」に当てはまる者を除く） <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている方またはこれに準ずる方（※注1） 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 療育手帳の交付を受けている方またはこれに準ずる方（※注1） 戦傷病者手帳の交付を受けている方 	2個
ひとり親	申込者本人と20歳未満の子のみの世帯	
多家族	次のいずれかに当てはまる世帯 <ul style="list-style-type: none"> 5人以上の世帯 60歳以上の方または16歳以上の子がいる世帯で4人以上の世帯 	
多子	18歳未満の子が3人以上いる世帯	1個
生活保護	生活保護を受給している世帯	
高齢者	次のいずれかに当てはまる世帯 <ul style="list-style-type: none"> 全員が60歳以上である世帯（単身可） 60歳以上の方とその配偶者（内縁又は婚約者含む）のみの世帯 60歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯 	
低所得者	世帯の月額所得額が54,000円以下の世帯	
中国残留邦人	中国残留邦人等支援給付を受給している世帯	
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の交付を受けている方で下記のいずれかに当てはまる方がいる世帯 <ul style="list-style-type: none"> 移転就職者用宿舎に入居している方 公共職業安定所の紹介により就職して2年を経過していない方 	
海外からの引揚者	海外からの引揚者で5年を経過していない方がいる世帯	
鉱物性じん肺者	鉱物性粉じんにより、じん・けい肺になった方がいる世帯	
長期結核療養者	結核医療を必要としないと認められてから3年以内の方がいる世帯	
ハンセン病療養所入居者	ハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯	
DV被害者	配偶者（生活の本拠を共にする交際相手も含む）からの暴力の被害者で次のいずれかに当てはまる方がいる世帯 <ul style="list-style-type: none"> 一時保護又は保護が終了した日から5年を経過していない方 裁判所に申し立てをして保護命令が発令された日から5年を経過していない方 	
東日本大震災被災者	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）に基づく支援対象避難者で、避難元市町村が発行した「居住実績証明書」の交付を受けられる方がいる世帯	
北海道胆振東部地震被災者	北海道胆振東部地震により居住家屋が被災し、り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」と認定された世帯	

（※注1） 手帳の交付を受けていない場合は、各区役所で発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられる方が対象です。

(2) 抽選票の発送について

申込みの受付後、公開抽選会の 10 日くらい前に抽選票（はがき）を郵送します。抽選票は、抽選番号や公開抽選会の日程をお知らせするものです。抽選番号は、「申込年数による優遇」と「世帯状況による優遇」（11・12 ページ）により増えた個数分の抽選番号を印刷して郵送します。

なお、抽選番号の指定はできません。

<抽選票の見方（はがき裏面）>

令和2年度（2020 年度） ○○募集 抽選票

<申込者 △△ △△ 様>

公開抽選会の抽選番号を以下のとおり交付します。公開抽選会への出欠は、当落に影響ありません。当選者には、抽選日より 1 週間以内に文書でお知らせいたします。

抽 選 番 号	年数分	21	22			
	世帯分	23	24	25		

※ 内容に誤りがある場合は、抽選票到着後 1 週間以内に（一財）札幌市住宅管理公社募集担当係（電話 205-3071）までお知らせください。

※ この抽選票は、連続申込年数が 2 年目で、入居する方の中に身体障害者手帳 1 級の方がいるひとり親世帯の例です。

この場合、世帯状況による優遇は「特別障がい者（3個）」と「ひとり親（2個）」に該当しますが、**複数項目に当てはまる場合は、個数の多い項目のみ採用**しますので、連続申込年数による優遇（年数分）2個と世帯状況による優遇（世帯分）3個の合計 5個の抽選番号が交付されます。

(3) 抽選方法について

定期募集の抽選は、抽選番号をコンピューターに入力して、公開抽選会の来場者代表（2名）に抽選ボタンを押していただき当選番号を決定します。1つの住宅につき1回抽選を行いません。当選者は1名です。

＜例＞札幌花子さんが申込みした住宅は、花子さんの他に4名の申込みがあり、下記のとおり14個の抽選番号が交付されていました。花子さんは、①～⑭番のうち、①・②番の2個が交付されました。

札幌花子さん	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん
申込年数1個 世帯状況1個	申込年数2個 世帯状況1個	申込年数3個 世帯状況2個	申込年数1個	申込年数1個 世帯状況2個
①・②	③・④・⑤	⑥・⑦・⑧ ⑨・⑩	⑪	⑫・⑬・⑭



交付した抽選番号をコンピューターに入力して抽選します。
①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭



抽選で②番が出ました。
②番が交付されている札幌花子さんが当選となります。

(4) 補欠登録

補欠の方を自動的に登録します。

【補欠の登録方法】

補欠登録1番 = 抽選で当選した方の次の番号をお持ちの方

補欠登録2番 = 抽選で当選した方の次の番号の、さらに次の番号をお持ちの方
以下、同様に全員を補欠登録します。

※ 当選者が辞退または資格審査により失格となった場合は、同じ住宅に申込みされた方のうち、補欠登録1番の方から順に繰上当選となります。

なお、繰上当選の効力は、当選者の辞退等がなく繰上げできないときは失効します。

また、次回募集までに繰上げ当選の通知がない場合も効力が失効しますので、次回の募集にお申込みください。

(5) 抽選結果の確認方法

- ① 公開抽選会の会場と公社に抽選結果を掲示します（公開抽選会の会場は、抽選終了後に閉場し、その後は公社に抽選結果を掲示します）。
- ② 一部新聞で公開抽選会の翌日の朝刊に当選番号を掲載します（定期募集のみ）。
- ③ 公開抽選会の翌日から、公社ホームページ（<https://s-j-k.or.jp/>）に抽選結果を掲載します。
- ④ 公開抽選会から1週間以内に当選通知を郵送します。なお、落選者への通知は行いません。